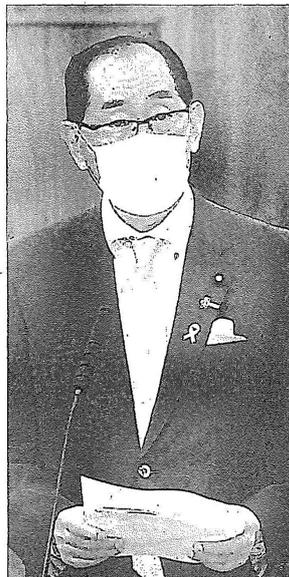


新総務相に政治資金疑惑

松本氏 収容数超えパーティー券



参院総務委で発言する松本総務相＝22日、国会で

松本剛明新総務相の資金管理団体が会場収容人数を超えるパーティー券を販売し、政治資金規正法違反の疑いがあると共産党機関紙「しんぶん赤旗」が二十二日、報じた。松本氏は就任記者会見で「法の趣旨を理解し、法にのっとり適切に処理している」と強調した。共産は岸田文雄首相の

任命責任を追及した。参院代表質問の要旨③面
首相は二十二日の参院本会議で、松本氏の疑惑が報じられたことに関し「まずは本人から適切に説明すべきものだ」と述べた。共産党の紙智子氏の質問に答えた。

「松本だけあき後援会」の政治資金収支報告書によると、同団体は二〇一八、二〇年、毎年九月に兵庫県姫路市内の二つのホテルでパーティーを開催。収入は一八年と一九九が二千百六十万円、二〇年が千九百八十八万円だった。赤旗は、パーティー券が一枚二万円の場合、毎年約千人分の購入があったとみられ、会場の最大収容人数四百～六百人を超過すると報じた。

二つのホテルは共同通信の取材に対し、パーティーでは宴会場前のロビーを貸し切ることもあるなどとして「千人程度入ることは可能」と回答。ただ当時のパ

「政治とカネ」問題が指摘される岸田内閣の閣僚

「お答えできない」「把握していない」とした。会見で松本氏はパーティー券の価格など詳細に関し「現段階では正確な答えができない」と話した。

松本剛明 総務相 資金管理団体が会場収容人数を超えるパーティー券を販売していたと共産党機関紙「しんぶん赤旗」が報道

秋葉賢也 復興相 自身の二つの政治団体が母親と妻に地元事務所の賃料を支払い。母親は確定申告していなかったが、その後に修正申告

岡田直樹 地方創生担当相 ポスターを掲示している選挙区内の有権者に管理料を支払い

受け止めている」と陳謝。政府一丸で国政運営に取り組むことで職責を果たすとした。

紙氏は一カ月弱で三人の閣僚が辞任に追い込まれたことについて「異常事態だ」と指摘し、内閣総辞職すべきだと迫った。秋葉賢

也復興相、岡田直樹地方創生担当相も「政治とカネ」の問題が指摘される。共産の小池晃書記局長は「首相の任命責任は免れない」と語った。松野博一官房長官や自民党の世耕弘成参院幹事長は会見で、松本氏の適切な説明を求めた。

首相は参院本会議で、寺田稔前総務相と葉梨康弘前法相の更迭に関し「誠に遺憾であり、任命責任を重く

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	松本たけあき支援の集い	20,000	1	H28/12/5	姫路キャッスルグランヴィリオホテル 姫路市三左衛門堀西の町210	H28年收入26,320,000 H28年支払者513
2	松本たけあき支援の集い	28,380,000	456	H29/11/20	ホテル日航姫路 姫路市南駅前町100	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	28,400,000				
	合計	28,400,000				

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳						
行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	松本たけあき支援の集い	19,880,000	448	R2/9/18	姫路キヤッスルグランヴィリオホテル 姫路市 三左衛門堀西の町210	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	19,880,000				
	合計	19,880,000				

宴会場・会議室紹介



鳳凰 (錦の間・扇の間・雅の間)

最大収容人数400名の宴会場。3分割でご利用いただけます。

- * 鳳凰 会議室にてご利用の場合
627m² / 400名 / 室料2時間188,760円(税サ込)



2階 「松竹」・「桜桃」

- * 松竹 会議室にてご利用の場合
168m² / 80名 / 基本料金2時間53,240円(税サ込)
- * 桜桃 会議室ご利用の場合
85m² / 40名 / 基本料金2時間36,300円(税サ込)



本法でいうところの収入の概念は、社会通念上の概念より広い。すなわち、「財産上の利益」とは、金銭、物品に限らず、また、有体物、無体物のいかんを問わない。電気、熱、光等はもちろん、債務の免除、金銭、物品の無償貸与、労務の無償提供等およそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいう。したがって、事務所等の無償提供を受ける場合も、事務所の利用料相当分が財産上の利益として生じていることになる。

「收受」とは、「供与又は交付」に対応する概念で、相手方の提供に対してこれを受け取ることという。

なお、法第八条の三による運用に係る金銭等（元本）の收受を収入の定義から除くものとしてしていることについては、「六 支出」の項で述べる。

三 党費又は会費

「党費又は会費」とは、政治団体の構成員が党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として負担するものをいう。

「党費」とは、政党の党員が党則等に基づいて負担する金銭上の債務の履行をいい、「会費」とは、政党以外の政治団体の構成員が会則等に基づいて負担する金銭上の債務の履行をいうが、政党法が制定されていない現在、両者を区別する実益はなく、「党費又は会費」として一括して定義されている。また、党則、規約等に根拠があれば、臨時会費、特別会費等の名称のいかんを問わず、「党費又は会費」に含まれる。ただし、「党費又は会費」は「金銭上の債務の履行としてされるもの」をいうものであるから、金銭以外のものにより負担するものは、ここでいう「党費又は会費」に該当しない。

「党則、規約その他これらに相当するもの」とは、政治団体の構成員が「党費又は会費」を負担する根拠を示した、当該団体の組織活動の根本規則としての党則、規約、会則等であるが、当該団体の意思決定機関において正式

に決定され、党則、規約等と同程度に構成員を拘束する意思決定も、「これらに相当するもの」に含まれるものと解される。

四 寄附

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

「供与又は交付」とは、その区別はあまり明確ではないが、いずれも財産上の利益を相手方に提供供与するといった行為を指す。

「債務の履行」とは、党費又は会費のように団体への加入行為とともにあらかじめ定まっているものの支払い、売買契約に基づく物品の納入等、債務者が債務の本旨に従って債務内容を実現する行為をいう。なお、贈与契約に基づく金銭、物品等の授受は債務の履行ではあるが、贈与契約は一般に無償契約であるため、これを寄附でないとすると、本法の趣旨を没却してしまうことになりかねない。したがって、ここでいう「債務の履行」とは、原則として「法令に基づく義務の履行」及び「有償契約に基づく債務の履行」を意味するものであり、形式的に「債務の履行」に該当するものではあっても、社会通念上実質的に寄附と認められるものは、本法の「寄附」に該当するものと考ええる。

債務の履行としてなされるもの以外のものはすべて寄附となる。したがって、対価関係にあるものでも、対価相当分を超えて金銭等の供与又は交付がある場合には、その超える部分は寄附となるものと解される。例えば、政治資金パーティーのパーティー券の購入代は、通常はパーティー出席のための対価と考えられるが、その代金が社会通念上の価額を超えるものである場合、当該超える部分は寄附として取り扱われることになる。また、資金上の援

新型コロナウイルス感染症対策本部会議にかかる知事記者会見 （2020年9月17日（木曜日））

1. 県内の患者の発生状況
2. PCR検査体制
3. 「兵庫県対処方針」社会活動制限
4. イベント開催制限の考え方
5. 兵庫県対処方針
6. 知事メッセージ

動画

[知事会見を動画で見る（約50分）（外部サイトへリンク）](#)

知事記者会見内容

（資料に沿って説明）

質疑応答

記者：

今回、制限の対象を明確にしたとおっしゃっていましたが、まだ警戒期という中で、大幅に緩和したのは、どういうことからでしょうか。

知事：

われわれの感じからすれば、大幅な緩和ではないのです。例えば、資料3をご覧くださいと「東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動自粛。特に、接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りの自粛を要請」と書いていましたが、不要不急の県境をまたぐ移動を自粛してくださいというのは、要はこういうリスクの高い場所へ行かないでください、ということでした。

それともう1つは、まだ取り扱いが正式には決まっていますが、（当初）「Go TOキャンペーン」で東京が除外されたことも背景にありました。今回、東京も10月1日から、キャンペーンに入ってくる状況もありますから、一般的な移動の自粛

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範

平成13年1月6日
閣議決定
改正 平成18年10月24日
改正 平成18年12月26日
改正 平成26年5月27日

前文

今般、中央省庁再編が行われるとともに、新たに、副大臣及び大臣政務官の制度が導入された。

こうした状況を踏まえ、政治家であって国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保するとともに、国家公務員の政治的中立性を確保し、副大臣等の役割分担を明確化するため、下記のとおり国務大臣、副大臣及び大臣政務官に関する規範を定める。

1 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(1) 服務の根本基準

国務大臣等（内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣（内閣官房副長官を含む。以下同じ。）及び大臣政務官をいう。以下同じ。）は、国民全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、公私混淆を断ち、職務に関して廉潔性を保持することとする。

なお、副大臣等（副大臣及び大臣政務官をいう。以下同じ。）は、その上司である国務大臣の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(2) 営利企業等との兼職

① 営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならない。

② 公益法人その他これに類する諸団体については、報酬のない名誉職等を除き、その役職員を兼職してはならない。

なお、報酬のない名誉職等を兼職した場合は、国務大臣にあつては内閣総理大臣に、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣に、届け出なければならない。

③ 自由業については、原則としてその業務に従事してはならない。なお、やむを得ず従事する場合には、国務大臣にあつては内閣総理大臣の、副大臣等にあつてはそ

の上司である国務大臣の許可を要する。

(3) 株式等の取引の自粛及び保有株式等の信託

国務大臣等としての在任期間中は、株式等の有価証券（私募ファンドを含む。）、不動産、ゴルフ会員権等の取引を自粛することとする。

なお、就任時に保有する株式、転換社債等の有価証券（私募ファンドを含む。）については、信託銀行等に信託することとし、在任期間中に契約の解約及び変更を行ってはならない。（ただし、特定口座において運用しているものを除く。この場合においては、国務大臣等の職を退任した際に、同口座の在任期間中の取引残高報告書を内閣官房長官に提出し、在任期間中に取引を行っていないことを明らかにしなければならない。）

(4) 資産公開

国務大臣等並びにその配偶者及びその扶養する子の資産を、就任時及び辞任時に公開することとする。

(5) パーティーの開催自粛

政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する。

(6) 関係業者との接触等

倫理の保持に万全を期するため、

- ① 関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であつて国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。
- ② また、未公開株式を譲り受けること、特定企業における講演会に出席して社会的常識を著しく超える講演料を得ることは行ってはならない。

(7) 外国からの贈物等の受領

外国の元首や政府等から贈物を受ける場合、2万円を超えるものは、原則として退任時にその所属していた府省庁に引き渡すものとする。

なお、外国の元首又は政府から勲章等の授与を受けるには、内閣の許可を要する。

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、国務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣の許可を要す

有効な申請数、交付枚数、健康保険証利用登録件数、公金受取口座登録件数

【令和4年11月20日時点】

有効申請受付件数	74,748,561
交付枚数	66,537,446

【令和4年11月13日時点】

健康保険証利用登録件数	30,848,153
-------------	------------

【令和4年11月20日時点】

公金受取口座登録件数	25,839,993
------------	------------

平成27年11月6日
内閣官房
警察庁
公安調査庁
防衛省

国家公務員身分証の個人番号カード一元化における問題点等について

1 問題点

(1) 職員の人定把握の容易性

現行の身分証には職員の氏名及び顔写真は記載されているものの、当該身分証の職員の住所等の個人情報記載されておらず、仮に外国情報機関、調査・捜査の対象者・団体等が現行の身分証を取得したとしても、当該身分証の職員に対する接触手段は非常に限定的である。

一方で、身分証の個人番号カード一元化後は、身分証の紛失・盗難等により、職員の氏名、住所、年齢等を所属省庁とともに把握できることとなり、上記の外国情報機関、団体等が身分証を取得した場合、又は一般人等が取得しネット等で当該個人情報を拡散させた場合には、不正な働き掛け対象の職員やその関係者の人定を容易に把握することが可能となり、情報が流出するおそれが飛躍的に増大するほか、職員やその関係者に対する危害・妨害の危険性も高まることとなる。

(2) 個人情報・秘密情報の流出

個人番号カードには社会保障、納税等の個人情報は記録されないものの、個人番号カードを利用して専用のWEBサイト（マイナポータル）にアクセスすることにより、それらの個人情報を閲覧できることに鑑みれば、紛失・盗難等により外国情報機関等が個人番号カードを入手した場合には、これらの個人情報を一括して盗まれ、それらを基にした職員個人に対する不正な働き掛けに利用される可能性が否定できず、最悪の場合、秘密情報の流出に繋がるおそれがある。

なお、個人番号は、社会保障・税・災害対策に活用されることに加え、法律施行後3年を目途に、民間利用（銀行口座等との連携等）も検討されるなど、個人情報の一元化の性質が非常に濃いものとなる予定である。

2 結論

このような問題点を抱える中で、我が国又は国民の安全に関する内閣の重要な政策に関わる機微な情報を取り扱う行政機関等については、身分証の個人番号カード一元化を行った場合、その業務に際し、重大な支障が生じるおそれがあることから、個人番号カード一元化の適用除外としていただきたい。具体的には、内閣官房の一部、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省についてである。

また、職員の業務内容に着目して個人単位で適用の有無を判断することとすると、どの職員が機微な情報の取扱者であるかが外見上明白となり工作対象として容易に特定されてしまうこと、また、身分証の発行業務が複雑になりすぎることから、適用の判断は行政機関等单位で行うこととすべきである。

なお、念のため申し添えるが、上記の問題点は身分証の個人番号カード一元化を行った場合のものであり、個人番号カードそのものに問題があると考えているわけではない。

官人回章第119号
令和3年11月11日

省員各位

大臣官房人事課

マイナンバーカードを用いた身分証明書への切替について

1. 令和3年3月18日付官人回章第31号及び令和3年11月1日付官人回章第115号4.にて、現行の外務省身分証明書からマイナンバーカードを用いた身分証明書への切替を行う旨ご案内しておりましたが、この度、マイナンバーカード身分証に対応した新たな入退庁管理システムの運用開始の準備が整いましたところ、11月15日より、切替を開始することといたします。

2. 運用開始に伴い、まずは本官（再任用職員、任期付職員を含む）及び常勤併任者（外務省に併任となっている常勤の国家公務員で勤務場所が外務省である者）を対象に順次切替を行っていきます。（※切替の日程は以下4.のとおりですが、切替前に現行の身分証明書の更新の時期を迎える場合もマイナンバーカード身分証への切替手続きを行っていただきます。）

なお、今後採用（新規、再採用、更新）を予定している任期付職員及び非常勤職員（期間業務職員等）についても、マイナンバーカードを身分証として利用することとなりますので、採用担当部局におかれては、採用予定者がマイナンバーカード未保有の場合には、取得を早めに要請するようお願いいたします。

3. 現時点で本省に勤務していない、在外公館職員、他省庁等への出向者、休職出向者、休職者（育休等）については、帰朝・帰任・復職後に切替手続きを行っていただきます。

なお、在外からの帰朝者の方で、帰朝時に現行の身分証明書の有効期限が満了している方については、マイナンバーカードの取得までの期間、外務省の入退庁が可能な臨時の身分証を発行します（有効期限は6ヶ月）。

4. 切替については課室単位で行う予定であり、切替日程等詳細は各課室庶務班長宛にメールにてご案内させていただきます。

現行の外務省身分証明書については、有効期限満了までは使用可能ですが、令和4年度以降は、更新、損傷、紛失等の理由いかに関わらず再発行はできませんので、早期の完全移行を目指し、省員の皆様のご協力をお願いいたします。

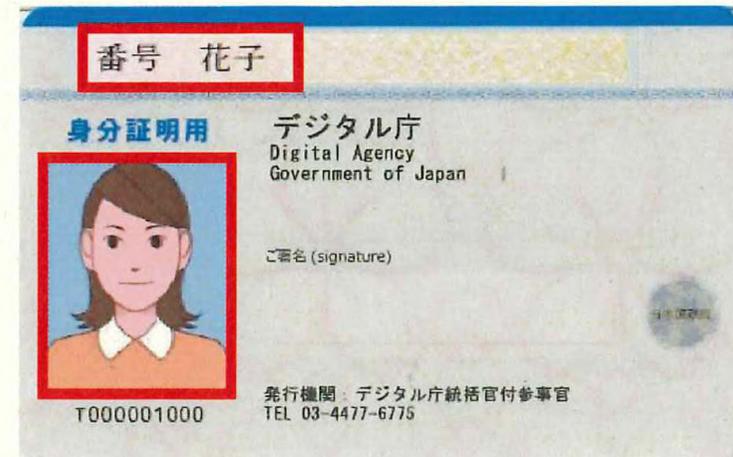
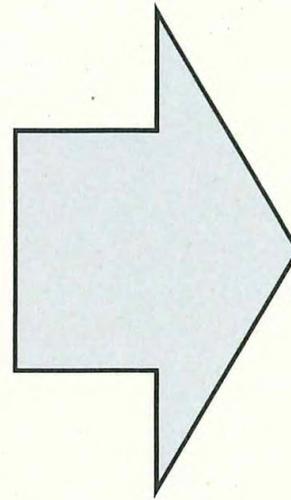
デジタル庁マイナンバー身分証明書 券面イメージ



個人番号カードの券面イメージ
(出典：マイナポータル)



マスキングカードの券面イメージ



双方を重ね合わせた券面イメージ

赤枠部分が見えるよう透明化